

## 給 水 援 助 協 定

東御市（以下「甲」という。）と上田市（以下「乙」という。）とは、災害等非常時における相互給水援助について、次のとおり協定を締結する。

なお、平成20年10月1日に締結した給水援助協定は、本協定書の締結により廃止する。

### （給水援助の範囲）

第1条 甲及び乙は、災害等非常時においては、それぞれの給水区域内における給水に支障のない範囲内で相互に給水援助をするものとする。

### （給・受水の地点）

第2条 甲及び乙が相互に行う給水援助地点は、以下の地点とする。

- (1) 上田市大屋 438 番地先
- (2) 上田市塩川 268 番地 3 先
- (3) 上田市塩川 5374 番地 2 先

### （給水の手続き）

第3条 甲及び乙は、給水を受けようとするときは、速やかにその理由を明記した給水依頼書（様式第1号）により相手方に給水を依頼し、承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により依頼することができる。

### （経費の負担）

第4条 給水援助に伴う経費は、受水者が負担するものとする。

- 2 給水者は、給水援助に伴う経費を給水援助費用請求書（様式第2号）により受水者に請求するものとする。

### （協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲又は乙から異議の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から起算してさらに1年間の効力を有するものとし、以後も同様とする。

### （補則）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年11月15日

甲 長野県東御市県281番地2  
東御市  
上記代表者 東御市長

乙 長野県上田市大手一丁目11番16号  
上田市  
上記代表者 上田市長